

〔平 25.11. 8
マ D 1 - 2〕

税制調査会（マイナンバー・税務執行DG①）

〔社会保障財政とマイナンバーの活用〕

平成 25 年 11 月 8 日（金）

政府税制調査会委員

一橋大学 国際・公共政策大学院

井伊 雅子

番号制度の導入趣旨

番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

1

社会保障における所得・資産把握の必要性

社会保障の課題に対して、所得・資産の適切な把握が必要

「社会保障制度改革国民会議報告書」(平成25年8月6日とりまとめ)では、資産・所得把握の必要性について言及

- 「これまでの「年齢別」から、「負担能力別」に負担の在り方を切り替え、社会保障・税番号制度も活用し、資産を含め負担能力に応じて負担する仕組みとしていくべきである」(第1部3 社会保障制度改革の方向性)
- 「こうした施策を実行していくためには、年金税制等により優遇されている高齢者の問題などを検討し、低所得者をより適切に把握できるような仕組みを目指すことが重要である。」(第1部3 社会保障制度改革の方向性)
- 「当国民会議における議論を通じて、低所得者に対するセーフティネットの強化に関しては、年金制度だけで対応するのではなく社会保障全体で対応すること、各種制度において重点的かつ公平に低所得者対策を強化していく際に必要となる所得捕捉強化について取り組んでいくべきことについても、認識が共有されたところである。」(第2部Ⅲ 年金分野の改革)

出所：「社会保障制度改革国民会議報告書」(平成25年8月6日とりまとめ)から抜粋

番号を用いた所得・資産情報の把握

番号付与により、きめ細やかな所得の把握と資産の把握を行う

	所得	資産
現状	<ul style="list-style-type: none">● 所得は、国税庁と自治体が把握している● 社会保障の徴収・給付の要件	<ul style="list-style-type: none">● 資産は所得と比べ把握できていない● 社会保障における活用 例：生活保護、国保保険料資産割
提案	<p>所得</p> <ul style="list-style-type: none">● 所得情報を番号で把握 <p>金融資産</p> <ul style="list-style-type: none">● 預金口座に番号を付与し、誰の口座がどこにあるかを把握 <p>固定資産</p> <ul style="list-style-type: none">● 固定資産に番号を付与し、複数の自治体に分散する固定資産を容易に把握	

主要国における法定資料制度の概要(個人)

(2013年1月現在)

		日 本	アメリカ	イギリス(注3)	フランス
フ ロ ー	金融所得				
	・ 利息	×	○	○	○
		(源泉分離課税)			
	・ 配当	○	○	○	○
	・ 株式譲渡	○	○	○	○
ス ト ッ ク	事業所得	×	×	×	×
	給与所得	○	○	○	○
	不動産譲渡	○	○	○	○
	国内送金、預金の入出金	×	○	×	×
	海外送金	○	○	×	×
					(但し、記録保存義務あり)
ス ト ッ ク	金融資産(注1)				
	・ 預貯金口座開設	×	×	×	○
	・ 株式保有	×	×	○	×
	不動産	×	×	×	×
	貴金属	×	×	×	×
	海外資産(注2)	○	○	○	○

- (備考) 1. 「法定資料」とは、基本的には金銭等の支払を行う第三者が取引の内容・支払金額等を記載して、税務当局に提出することが義務付けられている資料をいう。
2. 上記資料情報の有無は、主なものについて記載しており、一定の提出省略基準があることに留意。

- (注) 1. ストックの金融資産については、基本的にマネロン対策のための法律に基づき、口座開設時に本人確認及び同記録保存義務が金融機関に課されており、その情報を税務当局も利用することができる。また、各国とも、口座残高情報については法定資料の対象外。
2. 海外資産に関する資料は原則として納税者本人が提出。日本においては合計5千万円超の国外財産を有する者(国外財産調書制度(平成24年度改正))、アメリカにおいては一定金額以上の外国金融口座を有する者、フランスにおいては外国金融口座・外国生命保険契約を有する者が対象。
3. イギリスにおいては、法定資料の提出義務者は、税務当局の求めに応じて、法定資料を提出しなければならない。
4. ドイツにおいては、番号制度(税務番号)が2009年から導入されており、税務目的に利用されているところ。ただし、法定資料制度は原則として存在せず、これの代替的制度として、関係者の情報提供、官庁間の相互協力、裁判所及び連邦、自治体の諸官庁の課税情報の通知義務がある。また、マネーロンダリング法及び租税通則法上、預貯金口座開設及び株式保有に関し、記録保存義務がある。

(参考) 税務面での「番号」利用の有無	×⇒○(※1)	○	○(※2)	×
------------------------	---------	---	-------	---

※1. 平成25年通常国会において、社会保障・税番号制度のための「番号法」が成立(平成28年1月利用開始予定)。

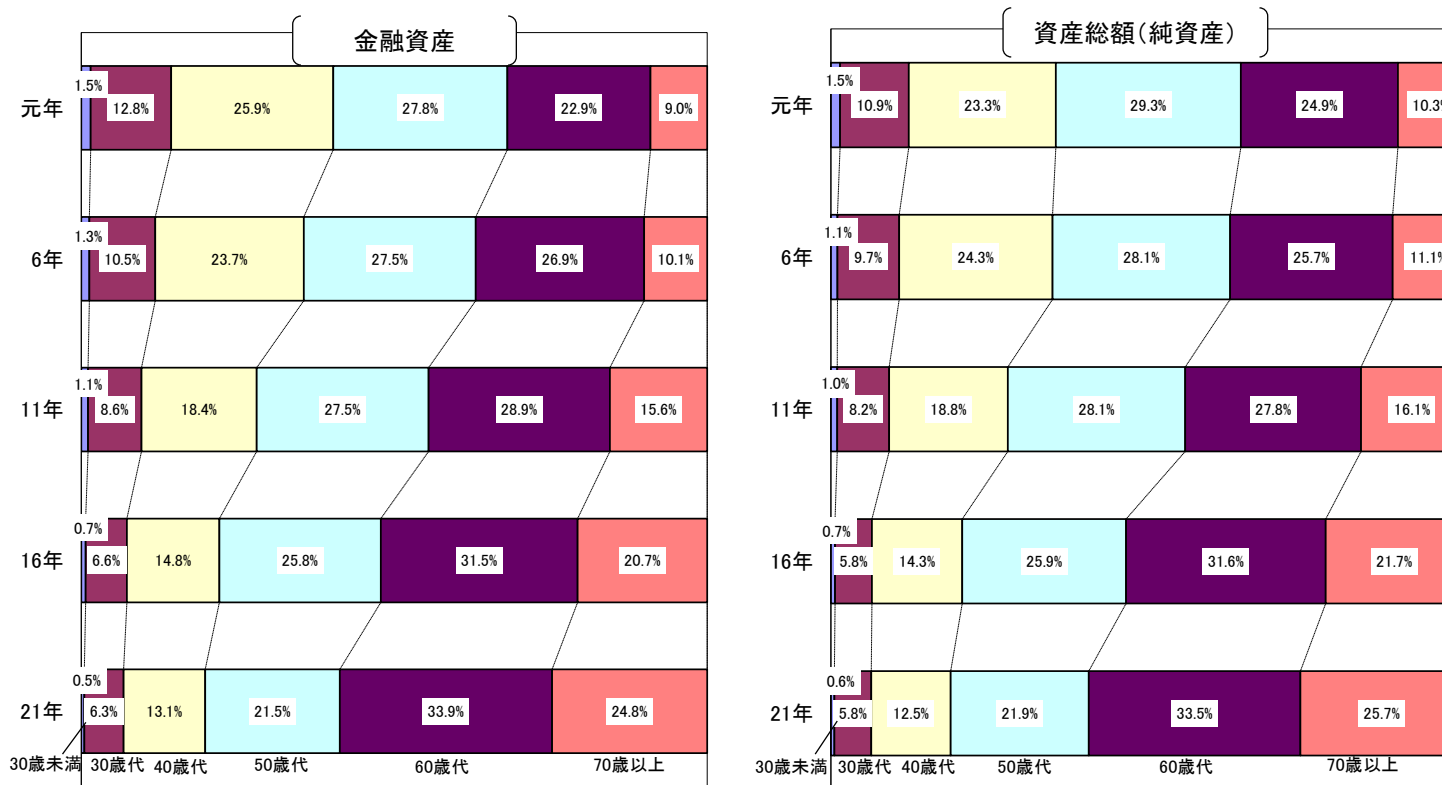
※2. イギリスにおいては、国民保険番号(National Insurance Number)が税務分野の一部で用いられている。

出所: 財務省資料

年代別の金融資産分布

高齢者への金融資産の偏在がみられる

世帯主の年齢階級別資産残高の分布の推移



(注) 1. 総務省「全国消費実態調査」(2人以上の世帯)により作成。

2. 「金融資産」は、貯蓄現在高(負債現在高控除前)による。なお、「貯蓄現在高」は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計。

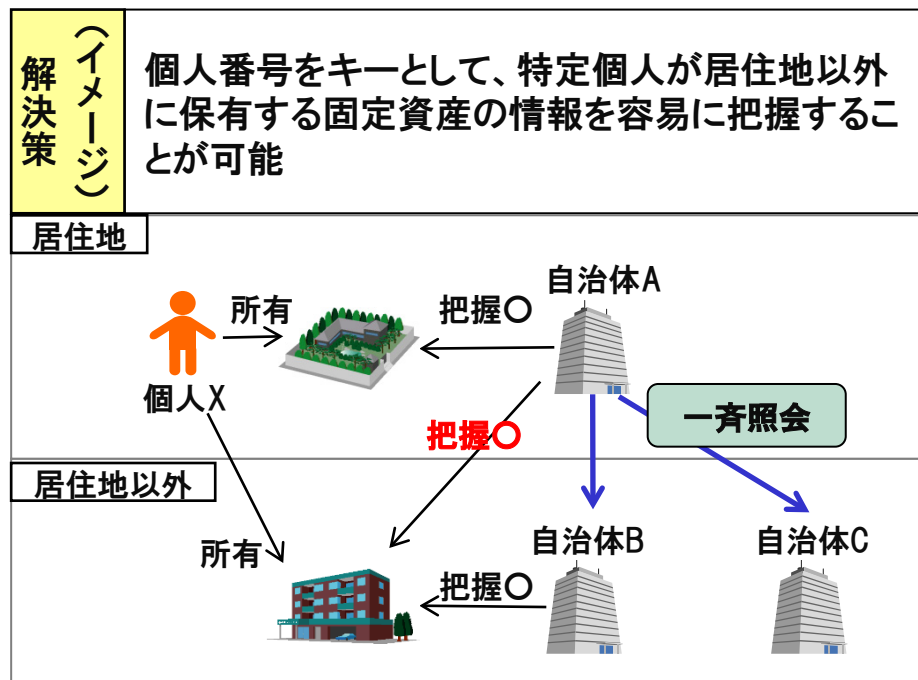
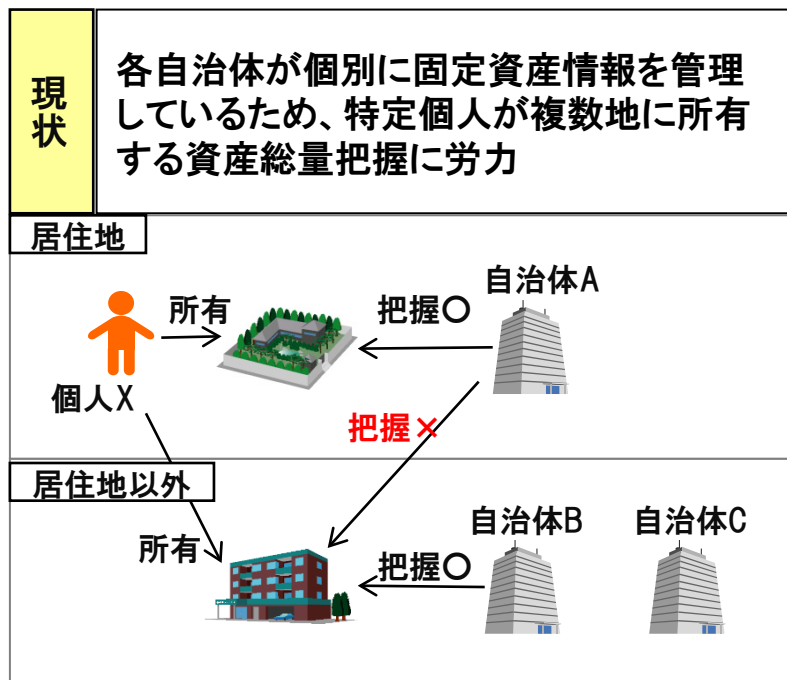
3. 「資産総額」は、金融資産(貯蓄現在高)、実物資産、負債(負債現在高)の合計。

4. 「実物資産」は、住宅・宅地、耐久消費財、ゴルフ会員権等の資産の合計。

出所：総務省・財務省資料

(参考) 固定資産把握の現状と問題の解決策(イメージ)

- ◆固定資産:現状、自治体で各個人の資産情報を把握しているため、番号を付与すれば情報共有により個人の資産総量が容易に把握できる
- ◆対象:土地、家屋、償却資産



所得・資産情報の活用方法案

番号制度により把握した所得・資産情報は、社会保障分野に加えて税分野でも活用が期待されるほか、国民サービス向上にも寄与する

活用方法例

社会保障	<ul style="list-style-type: none">● 低所得者対策の強化<ul style="list-style-type: none">- 低所得者の所得情報把握精度を上げることにより、きめ細やかな低所得者対策を強化していく● 資産を含めた応能負担<ul style="list-style-type: none">- 資産を含めて負担能力を適正に評価することにより、より公平な社会保障費用の負担を実現する
税	<ul style="list-style-type: none">● 申告内容確認の効率化<ul style="list-style-type: none">- 例)相続税 など
国民サービス向上	<ul style="list-style-type: none">● 国民の利便性向上<ul style="list-style-type: none">- 添付資料省略など申請手続きの簡素化

所得・資産情報の活用の実態 最近のトレンド

1. 所得情報の活用

・所得に応じ負担増 厚労省、高額療養費制度を見直しへ（日経 9/9）

厚生労働省は9日、医療費の自己負担が上限額を超えた分を払い戻す高額療養費制度を見直す方針を示した。70歳未満と70～74歳の世代で、所得の高い人の月々の上限額を引き上げ、負担を増やす。上限額の目安となる所得の区分をより細かくして、所得に応じた負担を徹底する。2014年度以降の実施を目指す。

社会保障審議会医療保険部会で議論中

2. 資産の活用

・特養入所補助、夫婦貯蓄2000万円以上は対象外 厚労省検討（日経 9/19）

厚生労働省は、特別養護老人ホーム(特養)などに入所する所得の低い人に食費や部屋代を補助する制度で、預貯金が単身で1千万円以上、夫婦で2千万円以上ある場合は対象から外す検討に入った。来年の通常国会に提出する介護保険法改正案に盛り込み、2015年度から実施を目指す。所得のほか資産も含めた実際の経済力に応じ、高齢者に負担増を求める。

社会保障審議会介護保険部会で議論中



社会保障給付に所得・資産情報を要件づける動き